

高齢者虐待防止指針

社会医療法人 共愛会

介護老人保健施設 あやめの里

1 基本方針

【施設の責務】

- ①施設職員等へ研修を実施する。
- ②利用者や家族からの苦情処理体制を整備する。
- ③施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる。

【保健・医療・福祉関係者の責務及び義務】

- ①高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める。
- ②虐待を発見した場合、重大な危険の有無に関わらず、通報義務が生じる。
※通報等を行うことは守秘義務に妨げられない。通報したことによる不利益な扱いは禁止されている。

2 虐待の定義

高齢者虐待とは、介護施設において、職員が意図的に利用者に対して不適切な取り扱いをすることを言う。

【高齢者虐待とは】

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しい拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること

経済的虐待

高齢者の財産を不当に処理することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

【身体拘束禁止規定と高齢者虐待】

介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない場合」を除いて、身体拘束その他の行動制限は原則禁止。身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当する。

【身体拘束に該当する具体的な行為の例】

- ・徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように

- 手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないようにY次型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
 - ・立ち上がる能力のある高齢者の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
 - ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
 - ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に内服させる。
 - ・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

【高齢者虐待・不適切なケアへの対応】

速やかな初期対応を行う。

- ・利用者の安全確保
- ・事実確認
- ・組織的な情報共有と対策の検討
- ・本人・家族への説明や謝罪、関係機関への報告
- ・原因分析と再発防止の取り組み

※正確な事実確認をし、情報を隠さない。

【高齢者虐待・不適切なケアを防ぐ取り組み】

- ・背景要因を解消する。（背景要因は相互に強く関連するため、多角的に取り組む）
- ・不適切なケアを減らす。（虐待の芽を摘む）
- ・利用者の権利・利益を守る適切なケアを提供する。
- ・定期的な委員会の開催。発生時は臨時の委員会開催。
- ・職員の倫理観・コンプライアンスを高めるため、施設内研修の開催や外部研修への参加。

【虐待防止に関する責任者】

高齢者虐待を防止するための体制を整備する責任者として、当施設事務長を充てる。

令和 3 年 4 月 1 日 作成